

# 委 託 設 計 書

## 鹿沼市消防団第10分団第4部車庫新築工事実施設計業務

鹿 沼 市 藤江町  
工 期 令和6年7月31日まで

### 設 計 概 要

木造平屋建て 延べ面積55㎡程度 消防団車庫及び詰所新築工事実施設計業務 一式

検算者

担当者

鹿 沼 市 役 所

(甲-1)

# 設 計 書

委託業務費 ¥

内 訳

委託 価 格 ¥

消費税相当額 ¥

---



---



---



---



---



---



---



---

変更前回実施			変 更 今 回		
設 計 額	委託 価 格		設 計 額	委託 価 格	
	消 費 税			消 費 税	
	委託業務費			委託業務費	
業 務 額	業 務 価 格		業 務 額	業 務 価 格	
	消 費 税			消 費 税	
	業 務 代 金			業 務 代 金	
請 負 率			増 減 額		
変 更 理 由					

工 種	種 別	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
実施設計業務							
	①直接人件費	一般業務＋追加業務 11.91 人・日程度	1.0	式			
	②諸経費		1.0	式			
	③技術料等経費		1.0	式			
	④特別経費	RIBC使用料等	1.0	式			
	小計						
委託価格							
消費税相当額							
設計金額							
鹿 沼 市 役 所 (乙)							

# 案内図



鹿沼市消防団第10分団第4部車庫新築工事  
実施設計業務委託仕様書

鹿沼市都市建設部建築課

# I. 総 則

## 1. 委託概要

- (1) 委託名称 鹿沼市消防団第10分団第4部車庫新築工事実施設計業務
- (2) 建築場所 鹿沼市藤江町
- (3) 主要用途 車庫
- (4) 敷地面積 約185㎡
- (5) 延べ面積 55㎡程度
- (6) 構造、階数 木造 平屋建て
- (7) 業務内容 実施設計
- (8) 工事予算額 工事価格 32,000千円程度

## 2. 業務委託実施期間

着手日 ～ 令和6年7月31日まで

## 3. 一般事項

- (1) 設計に際し、建築基準法、その他関係法令の規制等を十分調査し、それらの法令に基づき計画を立て、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の各工事標準仕様書等(最新版)に適合したものとすること。
- (2) 設計期間を厳守し、担当職員の指示する予算内で計画すること。
- (3) 管理が容易で経済性に優れ、耐久性のある施設となるよう計画すること。
- (4) 主要材料・工法の選定については、地場産材の活用を積極的に図ること。
- (5) その他、設計に際し疑問点、問題点、細部の設計に関することは、係員と十分打合せを行うこと。

## 4. 業務着手前提出書類

業務に先だち下記の書類を提出すること。

- (1) 実施工程表
- (2) 業務職員報告書

## 5. 資料の提供

業務に必要と思われる次の資料を提供する。

- (1) 計画平面図
- (2) 敷地図
- (3) サウンディング調査報告書

## Ⅱ．実施設計

### 1．業務内容

本体新築工事实施設計に係る業務内容は下記の業務とする。

床面積 55㎡程度（車庫：33㎡、詰所20㎡、トイレ2㎡）

#### 車庫

- ・シャッター1か所、出入口ドア1か所、換気扇、照明設備、壁面コンセント2か所程度、屋外コンセント1か所、防火衣掛け、収納棚、車止め、赤色灯、館名文字、屋内トイレ（浄化槽含む）、屋外照明

参考：車両サイズ 幅1,900mm×長さ4,890mm×高さ2,800mm

#### 詰所

- ・照明設備、空調設備、壁面コンセント2か所程度、換気扇、流し台  
ホース乾燥ポール

- ・モーターサイレン：BV-900AH同等品

#### 外構工事

- ・立水栓（1か所）、アスファルト舗装、掲示板

#### 一般業務

##### （1）要求の確認

- ・業務に先だち、発注者の要求事項の確認を行い業務内容を十分に把握すること。

##### （2）法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

- ・敷地及び建築物に関する法令上の諸条件の調査を行い、記録を報告すること。
- ・法令等に関し課題があるときは、担当職員と協議すること。
- ・計画通知の申請に係る関係機関との打合せを行い、記録を報告すること。
- ・上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況調査を行い、必要に応じ関係機関との打合せを行うこと。

##### （3）実施設計方針の策定

- ・諸条件の確認を基に総合検討を行うこと。
- ・実施設計のための基本事項の確認を行うこと。
- ・実施設計方針（計画書）を策定し、発注者に説明を行うこと。

##### （4）実施設計図書の作成

- ・実施設計方針について発注者の了解を得た後に実施設計図書の作成を行うこと。

##### （5）実施設計内容の発注者への説明等

- ・実施設計図書の作成が完了した時は発注者に説明を行い、設計内容の確認を受けること。

#### 追加業務

##### （1）積算業務

##### （2）概略工程表の作成

##### （3）計画通知の手続き（計画通知に伴うその他の諸官庁への手続きを含む）

## 2. 作成図書

### (1) 敷地現況調査報告書

実施設計を進める上で、必要となる関係法令、規制の対象となる法令、敷地の地理的条件、ライフライン・インフラ整備等を確認のうえ作成する。

- ①敷地現況調査報告書
- ②基本調査表
- ③法令チェックシート

### (2) 設計打合せ議事録綴

下記に記載の打合せ記録を打合せ毎に提出し報告する。

- ①市担当者との設計打合せ記録
- ②関係諸官庁等との打合せ記録

特定行政庁、消防、水道部、下水道課、電力会社、N T T、ケーブルテレビ、ガス供給会社、県健康福祉センター、警察署、労働基準監督署等

### (3) 建築物実施設計計画書

#### ① 建築工事

##### a. 建築計画書

{建物概要、配置計画、動線計画（車庫新築後に伴う駐車場の利用計画等）、意匠計画等}

##### b. 構造計画書（車庫及びホース乾燥塔）

##### c. 設計品質基準達成状況報告書

##### d. 主要材料及び工法等の仕様概要、選定理由、コスト比較

##### e. 構造計算書

##### f. 各種技術資料

#### ~~② 電気設備工事~~

##### ~~a. 電気設備計画書~~

~~{電力設備、照明設備、外灯設備、弱電設備計画等}~~

##### ~~b. 主要機器等の仕様概要、選定理由、コスト比較~~

##### ~~c. 能力・容量等計算根拠~~

##### ~~d. 各種技術資料~~

#### ~~③ 機械設備工事~~

##### ~~a. 機械設備計画書~~

~~{給水、雨水排水、汚水排水、衛生設備、浄化槽設備、空調設備、換気設備計画（維持管理・熱源のコスト比較含む）等}~~

##### ~~b. 主要機器等の仕様概要、選定理由、コスト比較~~

##### ~~c. 能力・容量等計算根拠~~

##### ~~d. 各種技術資料~~



#### (4) 実施設計図書

作成方法については、担当職員の指示による。

##### ① 実施設計図

作成図面の種別、サイズ、縮尺等は担当者との協議のうえ決定する。

##### ② 実施設計書

書式は公共建築工事営繕積算システム「R I B C 2」の内訳書数量入力システムを使用して作成する。

#### (5) 設計採用単価比較表綴

工事ごとに作成し、採用単価の出所を明らかにすること。

比較表は「R I B C 2」による単価を除き、刊行物による単価、見積書による単価、歩掛り等による作成単価など出所と金額の比較が容易に出来るよう作成すること。

#### (6) 見積書綴

設計採用単価比較表を作成する際にとった見積書は、各工事の工種別に整理して提出する。

見積書の採取は3社以上とし、採取先については担当職員と協議すること。(3社取ることが困難な場合や金額に大きな開きがある場合には、担当職員と協議し指示を受けること。)

#### (7) 数量計算書綴

工事種別ごとに作成し、建築数量積算基準に基づき数量の拾い書と集計表を作成する。

拾い書は、部位ごとの拾い寸法、拾い箇所が特定出来るよう、図面等を添付すること。

#### (8) 設計計算書綴

建築工事 . . . 建築基準法に基づく採光・排煙等の算定、構造計算、基礎工法選定書、その他設計根拠として必要な計算書等

~~電気設備工事 . . . 受電・幹線容量計算、弱電容量計算、照度・音響計算、主要機器選定コスト比較計算、その他設計根拠として必要な計算~~

~~機械設備工事 . . . 配管容量計算、ポンプ・送風機能力計算、空調・換気計算、その他機器類の能力・容量・騒音等の計算、主要機器選定コスト比較計算、その他設計根拠として必要な計算~~

#### (9) チェックシート

設計業務に必要とされる各種チェックリストを提出し、成果品の納品検査時に添付すること。

### 3. 成果品の提出

- (1) 実施設計図書等の作成が終了したときは、検査用図書を提出し契約書第19条の規定による発注者の検査を受けなければならない。  
検査に合格した時は【別紙：成果品のまとめ方】の要領で成果品をまとめ提出する。
- (2) 提出部数は、【別紙：成果品のまとめ方】に定めるものとする。
- (3) 成果品は電子納品とし、「鹿沼市電子納品運用ガイドライン第5版 平成31年4月」の基準を適用する。

### Ⅲ. 品質基準

#### 設 計 品 質 基 準

品 質 基 準 項 目	設 計 対 応 基 準
設計耐用年数	30年を目標とする。
重要度係数	1.0とする。
建築物の環境に関する安全性の確保	シックハウス対策として、建材・塗料等F☆☆☆☆製品とする。 24時間対応の換気扇を使用する。
鹿沼産木材の使用	構造材 杉、桧 造作材 杉、桧
設備配管のメンテナンス	建物内の土中埋設は極力行わない。
外部部品等の耐久性	メンテに足場を必要とする個所は、基本的にステンレス又はアルミニウム等とする。
自然エネルギー等の利用	自然の日照・採光、通風（換気）を利用する。
断熱性能	断熱性能に配慮する。